

○北海道開発局告示第112号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年11月21日

北海道開発局長 関 博之

第1 起業者の名称 北海道電力株式会社

第2 事業の種類

特別高圧送電線 J R 新函館線新設工事及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

1 収用の部分 北海道北斗市文月、野崎、清川及び村内地内

2 使用の部分 北海道北斗市文月、野崎、清川及び村内地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道北斗市向野地内の大野変電所から同市中野地内に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設を予定している北海道新幹線新函館変電所（仮称）までの延長約7.3km（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「特別高圧送電線 J R 新函館線新設工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「特別高圧送電線 J R 新函館線新設工事」（以下「本体工事」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項の規定に基づき、起業者により、事業用電気工作物の設置工事として、その計画が経済産業省原子力安全・保安院北海道産業保安監督部長へ届出されており、法第3条第17号に掲げる電気事業法による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

また、本体工事の施行に伴う附帯工事として行う、資材搬入路及び支持物工事用地の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である北海道電力株式会社は、旧電気事業再編成令（昭和25年政令第342号）第7条の規定により、同社の成立の日において、旧公益事業令（昭和25年政令第343号）第26条の規定による公益事業の許可を受けたものとみなされ、また、電気及びガスに関する臨時措置に関する法律（昭和27年法律第341号）に基づき、公益事業の許

可を受けたものとみなされている。この公益事業の許可は、電気事業法附則第3項の規定により、同法第3条の規定による電気事業の許可を受けたものとみなされることから、一般電気事業者として同法第18条の規定による電気の供給義務を負っている。

また、本件事業に要する費用については、自己調達資金により確保されていることなどから、北海道電力株式会社は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本件事業は、青森県青森市大字石江字高間地内の新青森駅から北海道北斗市市渡地内の新函館駅（仮称）までの延長約149kmの区間（以下「本件新幹線区間」という。）に建設を予定している北海道新幹線運行のために電気を供給する事業であって、北海道新幹線の供用にとって必要不可欠な事業であることが認められる。北海道新幹線は、青森市を起点とし、函館市附近、札幌市等を経由し、旭川市を終点とする延長約500kmの路線であり、北海道と東北地方とを直接結ぶことにより、高速輸送体系の整備の一環として、国民経済の発展と生活領域の拡大に資することを目的とするものである。

本件新幹線区間の完成により、北海道と東北地方とが高速性、大量輸送性、安全性、確実性を特長とする新幹線で結ばれ、また、新青森駅で既に営業を開始している東北新幹線に接続することから、沿線の各都市間の所要時間が短縮されるなど、交通の利便性が向上するものである。新幹線の整備による交通の利便性の向上は、日常的な生活圏、市場圏、通勤・通学圏等の行動可能圏域を拡大させ、滞在可能時間の増加や旅行範囲の拡大をもたらし、観光産業の振興が図られるなど、地域経済の活性化に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象事業ではないため、起業者において、生活環境等に及ぼすおそれのある工事に伴う騒音及び振動について任意の評価を行っており、その結果としては、本件区間の大部分が山間部及び農地地域を通過するため生活環境等へ及ぼす影響は軽微なものであるが、工事で使用する建設機械については、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）により指定された建設機械を使用するなど、周辺的生活環境等に配慮しながら施工することで騒音及び振動の低減を図ることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

起業者が平成23年から行っている本件事業による動植物等への影響に関する調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭

和25年法律第214号)による天然記念物であるマガン、オジロワシ、オオワシ及びクマゲラ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)による国内希少野生動植物であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンザリガニ等が確認されている。マガン、オジロワシ、オオワシ、クマゲラ及びハヤブサについては、営巣が確認されておらず、生息域の改変が少ないことなどから影響は小さいと評価されている。クマタカ及びオオタカについては、営巣地が計画路線から離れていることなどから影響は小さいと評価されているが、起業者はオオタカについては専門家の指導助言を受け、モニタリング調査を継続することとしている。ニホンザリガニについては、改変箇所ですぐに生息が確認された場合は、捕獲し移動するなどの保全措置を講ずることとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているイイヌマムカゴ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているホソバツルリンドウ、サルメンエビネ及びクマガイソウ等が確認されている。サルメンエビネ及びクマガイソウについては、工事による改変箇所ですぐに生息が確認されていないことなどから影響は小さいと評価されている。イイヌマムカゴ及びホソバツルリンドウについては、工事による改変箇所ですぐに生息が確認されているが、起業者は、採取種子の播種及び植生の移植などの保全措置を講ずることとしている。

起業者は、希少動植物について工事による改変箇所ですぐに生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、発掘調査を完了しており、現地保存が必要な遺構は発見されておらず、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、北海道新幹線に必要な電力を確保するために建設が進められている送電線施設として、187kVの特別高圧送電線路を建設する事業であり、本体工事の事業計画は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第52号)等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体工事ルート決定にあたっては、大野変電所から山岳地帯を南東へ通過し、国指定史跡松前藩戸切地陣屋跡の手前から農地地域を通過する申請案のほか、大野変電所から山岳地帯を南へ通過し、二級河川戸切地川を併走する案、大野変電所から都市計画公園及び人家集落を避け、農地地域を南東へ通過する案の3案について検討が行われている。申請案は、他2案と比較すると建設費は中位であるが、必要面積が最小となり、集落を分断する箇所がないことから土地利用に及ぼす影響が最も小さくなることや農地地域の軟弱地盤対策として施工する鉄塔の基数が最も少ないなど、社会的、技術的及び経済的な面で総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に奇与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### **4 法第20条第4号の要件への適合性**

##### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、本件事業は、北海道新幹線運行のために電気を供給する事業であって、北海道新幹線の供用にとって必要不可欠な事業であることが認められる。

北海道新幹線の完成により、沿線の各都市間の交通の利便性が向上し、地域経済の活性化が図られること、また、新幹線事業は高速輸送体系を形成するものとして、早期建設の社会的要請が高く、北海道議会議長を会長とする北海道・東北地方新幹線建設促進期成同盟会等より、新幹線事業の早期完成に関する強い要望があることなどから、新幹線事業に必要な不可欠な本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道北斗市役所